

宮崎市空き家バンク事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮崎市の空き家に関する物件情報を収集し、発信することにより、中古住宅の流通促進及び空き家の有効活用を図ることを目的とし、宮崎市空き家情報登録制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 居住等を目的として建築され、現に居住その他の使用をされていない建築物をいう。ただし、次に掲げるいずれかに該当する建築物を除く。
 - ア 法令等に違反している建築物
 - イ 老朽、損傷が著しい建築物
 - ウ 宮崎市暴力団排除条例（平成23年条例第47号）第2条第2号に規定する暴力団員が所有している建築物
- (2) 空き家バンク 空き家の売却、賃貸を希望する所有者の物件情報を収集し、インターネット等を通じて利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に情報提供する仕組みをいう。
- (3) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により、当該空き家の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。

(運用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。
2 市長は、空き家バンクの運営によって発生する個人情報については、宮崎市個人情報保護条例（平成14年条例第2号）の規定に基づき、本事業の目的以外に使用しないものとする。

(管理運営方法)

第4条 空き家バンクについては、市が管理運営を行うものとする。ただし、より円滑な運営を図るため次に掲げる事項については、一般社団法人宮崎県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会宮崎県本部（以下「協会」という。）に委託する。

- (1) 仲介業者の推薦
- (2) 空き家バンクへの登録に関する必要な業務
- (3) 空き家の売買又は賃貸借の契約交渉の仲介

(登録申込み等)

第5条 空き家バンクに物件の登録を希望する所有者等は、宮崎市空き家バンク登録申込書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、宮崎市空き家バンク登録完了通知書（様式2号）により、当該申込者（以下「物件登録者」という。）に通知するものとする。

（登録事項の変更）

第6条 物件登録者は、前条第2項の規定による登録物件に変更があったときは、速やかに宮崎市空き家バンク登録変更届書（様式第3号）により届出なければならない。

（物件登録の取消し）

第7条 市長は、第5条の規定により登録を行った空き家が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該物件の登録を抹消する。

- （1） 宮崎市空き家バンク登録取消申請書（様式第4号）の提出があったとき。
- （2） 当該空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
- （3） その他、市長が適当でないと認めたとき。

（登録情報の提供）

第8条 市長は、空き家バンクに登録された情報については、物件概要を公開するとともに、利用希望者に次に掲げる範囲において、必要な物件情報を提供するものとする。

- （1） 物件の概要（建築年、床面積、用途区域等）
- （2） 物件所在地
- （3） 売却又は賃貸の別
- （4） 売却又は賃貸の希望価格
- （5） 設備状況
- （6） 主要施設等までの距離
- （7） 案内図及び間取り図
- （8） 写真

（物件登録者と利用希望者の交渉等）

第9条 市長は、物件登録者と利用希望者との空き家に関する売買又は賃貸の媒介をする行為について関与しないものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は平成27年10月1日から施行する。

附則

この要綱は平成29年9月1日から施行する。